

7. 貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
財務局登録 貸金業者	処分事由	業務改善 (法第24条6の3)	-	-	-	0	7	1	0
		業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	5	5	14	1	3	1	0
		登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	3	0	2	1	2	0	1
		所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	8	5	16	2	12	2	1	
都道府県登録 貸金業者	処分事由	業務改善 (法第24条の6の3)	-	-	-	0	19	18	9
		業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	449	604	169	81	83	45	27
		登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の5)	504	514	322	280	194	131	56
		所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	651	473	154	144	151	47	6
	処分件数計	1,604	1,591	645	505	447	241	98	
計	処分事由	業務改善 (法第24条の6の3)	-	-	-	0	26	19	9
		業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	454	609	183	82	86	46	27
		登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の5)	507	514	324	281	196	131	57
		所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	651	473	154	144	151	47	6
	処分件数計	1,612	1,596	661	507	459	243	99	

(注1) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

(注2) 表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。